

令和8年2月県議会定例会提出予定条例案の概要

改正条例案 26 件を提出予定です。

番号	条 例 案 の 概 要
1	長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案 県民の利便性の向上を図るため、条例等の規定により書面等の添付が必要とされている行政手続について、県が当該書面等の情報をオンラインで入手、参照できる場合に、当該書面等の添付を要しないこととします。 (公布の日から施行) D X 推進課 026-235-7072 (TEL) E-mail: dx-promo@pref.nagano.lg.jp
2	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 県の本曾広域連合への加入に伴い、事務を移譲している規定について、所要の改正を行います。 (令和8年4月1日から施行) 市町村課 026-235-7062 (TEL) E-mail: shichoson@pref.nagano.lg.jp
3	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案 住民基本台帳法の一部改正により、本人確認情報について、住民監査請求に関する事務における利用が法定されたことから、これまで県独自で当該事務における利用を定めていた規定を削除します。 (公布の日から施行) 市町村課 026-235-7062 (TEL) E-mail: shichoson@pref.nagano.lg.jp

4	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、子育て部分休暇について、次のとおり改正します。 (1) 現行の1日2時間までの形態に加え、1年につき10日相当（1日当たりの上限なし）までの形態を設け、職員はいずれかの形態を選択可能とします。 (2) 子の対象年齢を現行の9歳までから12歳まで（障がいのある子については18歳まで）に引き上げることとします。 （令和8年4月1日から施行） 人事課 026-235-7137（TEL） E-mail: jinji@pref.nagano.lg.jp
5	長野県県税条例等の一部を改正する条例案 公益信託二関スル法律の全部改正に伴い、旧規定等を引用している次の条例について所要の改正を行います。 (1) 長野県県税条例 (2) 長野県公益認定等審議会条例 （令和8年4月1日から施行） 税務課 026-235-7046（TEL） E-mail: zeimu@pref.nagano.lg.jp 情報公開・法務課 026-235-7059（TEL） E-mail: kokai@pref.nagano.lg.jp
6	長野県公告式条例の一部を改正する条例案 地方自治法の一部改正により、条例公布時における地方公共団体の長の署名を電子署名とすることが可能となったことから、知事の署名について、電子署名によることも可能とすることとします。 （公布の日から施行） 情報公開・法務課 026-235-7059（TEL） E-mail: kokai@pref.nagano.lg.jp
7	資金積立基金条例の一部を改正する条例案 (1) 公益財団法人千曲寮の解散に伴う寄附金を原資として、『信州学生協会・信濃寮』大学修学等支援基金」を拡充し、基金の名称を「信州の学生修学等支援基金」に変更します。 (2) 公立の高等学校及び特別支援学校の高等部の教育改革の推進を図るため、「長野県公立高等学校等教育改革推進基金」を新設します。 （公布の日から施行） 次世代サポート課 026-235-7207（TEL） E-mail: jisedai@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7428（TEL） E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp

8	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳幼児が市町村の健康診査を受けた場合には、児童福祉施設における入通所時等の健康診断を不要とします。 (公布の日から施行)
	こども・家庭課 026-235-7095 (TEL) E-mail: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp 障がい者支援課 026-235-7103 (TEL) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
9	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の長等の資格者にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するほか、所要の改正を行います。 (公布の日から施行)
	児童相談・養育支援室 026-235-7099 (TEL) E-mail: jido-shien@pref.nagano.lg.jp
10	長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案 学校教育法の一部改正に伴い、保育学科の入学資格を、大学の入学資格と同等とします。 (令和8年4月1日から施行)
	地域福祉課 026-235-7114 (TEL) E-mail: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp
11	国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者等から子ども・子育て支援金を徴収することとされたことから、国民健康保険事業費納付金の算定の基準等を定めます。 (令和8年4月1日から施行)
	国民健康保険室 026-235-7090 (TEL) E-mail: kokuho@pref.nagano.lg.jp
12	長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案 長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況を踏まえ、地方公営企業法上の病院事業とすることに伴い、所要の改正を行います。 (令和8年4月1日から施行)
	障がい者支援課 026-235-7103 (TEL) E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

13	長野県附属機関条例の一部を改正する条例案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行います。 （公布の日から施行）
	障がい者支援課 026-235-7103（TEL） E-mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp
14	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案 食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に関する基準を定めます。 （令和8年4月1日から施行）
	食品・生活衛生課 026-235-7153（TEL） E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp
15	長野県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例案 2030年度までに2010年度比で、温室効果ガス正味排出量を6割削減、再生可能エネルギー生産量を2倍増とする目標達成、ひいては高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及による暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を志向し、次のとおり改正します。 (1) 新築住宅が満たすべき省エネ性能をZEH基準に強化 (2) 延床面積300㎡以上の新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務を創設 (3) 延床面積10㎡超の新築建築物について設計者から建築主への説明義務を創設 （令和10年4月1日（(3)は、令和9年4月1日）から施行）
	ゼロカーボン推進課 026-235-7341（TEL） E-mail: zerocarbon@pref.nagano.lg.jp
	建築住宅課 026-235-7331（TEL） E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp
16	長野県宿泊税条例の一部を改正する条例案 野沢温泉村の宿泊税条例の制定を踏まえ、税率の特例を適用する区域となる市町村に野沢温泉村を追加します。 （公布の日から施行）
	山岳高原観光課 026-235-7250（TEL） E-mail: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp

17	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例案 長野県内の建築物等における県産材利用方針の見直しを踏まえ、木材の利用を規定している次の条例について、県産の木材を利用するよう努める規定を設けることとします。 (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例 (2) 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 (3) 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 (4) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (5) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 (6) 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (7) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (8) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (9) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (12) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (13) 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (14) 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (15) 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 (公布の日から施行) 県産材利用推進室 026-235-7266 (TEL) E-mail: mokuzaai@pref.nagano.lg.jp
18	国道及び県道の沿道区域の指定の基準等に関する条例案 工作物の倒壊による道路閉塞を防止するための対象区域の指定に伴い、道路法に基づき、対象区域内の工作物の設置予定者からの届出事項を定めます。 (令和8年4月1日から施行) 道路管理課 026-235-7301 (TEL) E-mail: michikanri@pref.nagano.lg.jp

19	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案 越百のしずく発電所のしゅん工に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正します。 (公布の日から施行) 経営推進課 026-235-7371 (TEL) E-mail: kigyo@pref.nagano.lg.jp
20	長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴い、へき地手当について地域手当との減額調整を廃止します。 (公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用) 義務教育課 026-235-7424 (TEL) E-mail: gimukyo@pref.nagano.lg.jp
21	長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例案 多様な背景を有する生徒が増加している近年の状況を踏まえ、当該生徒に対して教育の機会均等を図るため、通信制課程の受講料を減免することができることとします。 (令和8年4月1日から施行) 高校教育課 026-235-7428 (TEL) E-mail: koko@pref.nagano.lg.jp
22	長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例案 警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,502人(改正前3,497人)に改定します。 (令和8年4月1日から施行) 警務課 026-233-0110 (TEL) E-mail: police-keimu@pref.nagano.lg.jp

23

長野県立美術館条例の一部を改正する条例案

受益者負担の適正化を図るため、長野県立美術館の施設の利用料金の額を改定します。

施設区分 (終日 (8.0h) 利用の場合)		改定額	現行額	改定率 (%)
県民ギャラリー		25, 200 円	23, 400 円	7. 7
多目的 ルーム	文化芸術活動に利用	14, 900 円	13, 800 円	8. 0
	文化芸術活動以外に利用	59, 700 円	55, 200 円	8. 2

(令和 8 年 4 月 1 日から施行)

文化振興課 026-235-7382 (TEL) E-mail: bunkashinko@pref.nagano.lg.jp

24

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案 (詳細は、 8、 9 ページのとおり)

(1) 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定します。

(2) 開発整備促進区内の建築物の用途制限の適用除外に係る認定に関する審査手数料を定めます。

((1)は令和 8 年 4 月 1 日から、(2)は公布の日から施行)

食品・生活衛生課 026-235-7153 (TEL) E-mail: shokusei@pref.nagano.lg.jp
薬事管理課 026-235-7157 (TEL) E-mail: yakuji@pref.nagano.lg.jp
園芸畜産課 026-235-7227 (TEL) E-mail: enchiku@pref.nagano.lg.jp
建築住宅課 026-235-7331 (TEL) E-mail: kenchiku@pref.nagano.lg.jp

(1) クリーニング業法、調理師法、製菓衛生師法、食品衛生法、理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法及び美容師法関係

対象事務（主なもの）		改定額	現行額	改定率（％）
クリーニング業法	クリーニング所の検査	18,000円	17,000円	5.9
調理師法	調理師試験の実施	7,000円	6,400円	9.4
製菓衛生師法	製菓衛生師試験の実施	10,000円	9,700円	3.1
食品衛生法	飲食店営業の新規許可申請に対する審査（露店営業以外）	18,000円	17,000円	5.9
	飲食店営業の継続許可申請に対する審査（露店営業以外）	14,000円	13,000円	7.7
理容師法	理容所の検査	18,000円	17,000円	5.9
興行場法	興行場営業の許可申請に対する審査（営業期間1月超）	24,000円	23,000円	4.3
旅館業法	旅館業の許可申請に対する審査	24,000円	23,000円	4.3
公衆浴場法	浴場業の許可申請に対する審査	24,000円	23,000円	4.3
美容師法	美容所の検査	18,000円	17,000円	5.9

(2) 温泉法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

対象事務（主なもの）		改定額	現行額	改定率（％）
温泉法	温泉土地掘削の許可の申請に対する審査	150,000円	140,000円	7.1
	温泉採取事業許可の申請に対する審査	37,000円	35,000円	5.7
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	化粧品製造販売業許可の申請に対する審査	75,400円	71,500円	5.5
	化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	60,200円	57,200円	5.2
	医療機器等製造業登録申請に対する審査	40,300円	38,400円	4.9
	医療機器等製造業登録の更新の申請に対する審査	29,900円	28,600円	4.5
	一般用医薬品の登録販売者試験の実施	16,300円	15,300円	6.5
	医薬品販売従事登録申請に対する審査	8,800円	8,100円	8.6

(3) 家畜改良増殖法及び家畜伝染病予防法関係

対象事務		改定額	現行額	改定率 (%)
家畜改良増殖法	家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	2,100円	1,900円	10.5
	家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	6,300円	6,000円	5.0
	家畜人工授精所の開設に関する許可証の書換え交付又は再交付	1,900円	1,800円	5.6
	家畜人工授精師免許証の書換え交付又は再交付	1,900円	1,800円	5.6
家畜伝染病 予防法	豚熱ワクチン接種票の交付	990円	940円	5.3
	ヨーネ病検査（酵素免疫測定法による検査）	870円	730円	19.2
	ヨーネ病検査（遺伝子検査）	3,100円	1,600円	93.8

(4) 建築基準法関係

対象事務	金額
建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円

(5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律関係

対象事務		改定額	現行額	改定率 (%)
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅の戸数が50を超え70以下の場合	48,000円	47,000円	2.1
	サービス付き高齢者向け住宅の戸数が70を超え100以下の場合	60,000円	59,000円	1.7
	サービス付き高齢者向け住宅の戸数が100を超える場合	72,000円	71,000円	1.4

25

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案

諸経費の増大に伴い、浄化槽保守点検業者の登録の事務に係る手数料の額を改定します。

対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
浄化槽保守点検業者の登録及び更新の登録	33,000 円	32,000 円	3.1

(令和8年4月1日から施行)

水道・生活排水課 026-235-7321 (TEL) E-mail: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp

26

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

諸経費の増大等に伴い、企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料の上限額及び下限額を改定します。

対象事務		改定額	現行額	改定率 (%)	
				下限額	上限額
繊維	繊維試験	1,900 円以上 2,400 円以下	1,800 円以上 2,300 円以下	5.6	4.3
	染色試験	4,800 円以下	1,600 円以上 3,400 円以下	—	41.2
木工	材料物性試験	1,100 円以上 7,600 円以下	1,000 円以上 7,300 円以下	10.0	4.1
	製品強度試験	(削除)	3,200 円以下	—	—
機械金属	材料強度試験	1,800 円以上 38,000 円以下	1,700 円以上 28,000 円以下	5.9	35.7
	材料組織試験	1,300 円以上 128,000 円以下	1,200 円以上 126,000 円以下	8.3	1.6
	熱処理試験	7,300 円以上 83,000 円以下	6,700 円以上 81,000 円以下	9.0	2.5
	表面処理測定試験	2,400 円以上 3,000 円以下	2,300 円以上 3,300 円以下	4.3	△9.1
	非破壊試験	600 円以上 25,000 円以下	500 円以上 24,000 円以下	20.0	4.2
	振動・周波数測定試験	1,000 円以上 15,000 円以下	900 円以上 15,000 円以下	11.1	—
	電気特性試験	1,500 円以上 52,000 円以下	1,400 円以上 50,000 円以下	7.1	4.0
	環境試験	1,300 円以上 11,000 円以下	1,200 円以上 10,000 円以下	8.3	10.0
食品	物性・成分試験	700 円以上 17,000 円以下	700 円以上 16,000 円以下	—	6.3
	微生物試験	1,600 円以上	1,500 円以上	6.7	3.0

			34,000 円以下	33,000 円以下		
		アミノ酸等特殊試験	14,000 円以上 32,000 円以下	14,000 円以上 30,000 円以下	—	6.7
	化学等	定性分析	2,600 円以上 131,000 円以下	2,500 円以上 127,000 円以下	4.0	3.1
		定量分析	1,800 円以上 37,000 円以下	1,700 円以上 36,000 円以下	5.9	2.8
		物理化学試験	800 円以上 30,000 円以下	700 円以上 29,000 円以下	14.3	3.4
	試料前処理		2,000 円以上 3,900 円以下	1,900 円以上 3,700 円以下	5.3	5.4
	成績表作成		300 円以上 1,900 円以下	300 円以上 1,800 円以下	—	5.6
	成績表謄本又は証明書		700 円以下	600 円以下	—	16.7
	(令和8年4月1日から施行)					
	産業技術課 026-235-7196 (TEL) E-mail: sangi@pref.nagano.lg.jp					



わたしの、私たちの長野県。

150th Anniversary 1876-2026

(問合せ先)

担 当 総務部情報公開・法務課法務係
伊豫田、根本
電 話 026-235-7059 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2287
F A X 026-235-7370
電子メール kokai@pref.nagano.lg.jp